

「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の
取り組みについて

平成25年7月12日

長岡市原子力安全対策室



目次

I 市町村研究会の設立

- 1 大切にしたい理念
- 2 設立の背景
- 3 研究テーマ
- 4 主な成果

II 協定

II-1 通報連絡協定

- 1 締結に向けた検討経緯
- 2 東京電力(株)と「通報連絡協定」を締結
- 3 協定の内容

II-2 安全協定

- 1 締結に向けた検討経緯
 - 2 東京電力(株)と「安全協定」を締結
 - 3 協定の内容
 - 4 「原子力発電所連絡会」の開催
- ※ 参考資料「第4回市町村研究会資料(抜粋)」
参考資料「第8回市町村研究会資料(抜粋)」

III 実効性のある避難計画

- 1 検討経緯
- 2 計画の策定
- 3 計画の内容

IV 市町村実務担当者向け研修会等の開催

- 1 「気象に関する研修会」の開催
- 2 「福島現地視察」の実施
- 3 「新規制基準等に関する研修会」の開催(予定)

V 最後に



I 市町村研究会の設立

1 大切にしたい理念

- 国・県・原子力発電事業者が、2度と福島第一原発事故のような過酷事故を起こさないよう、徹底した安全対策を求め続けます。
- しかし、万々が一の場合を考え、万全の原子力安全対策を講じます。

2 設立の背景

柏崎刈羽原発の安全性を確保することが最重要の課題

国や県が出す見解をそしゃくし判断できる実力を備える必要がある

原子力防災は専門性が高く、自治体が単独かつ短時間で体制を整備していくことは困難

市民生活の安全・安心を目指し、市民に一番近い市町村が連携し、原子力安全対策に関する研究をすべきではないか？

「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の設立

代表幹事：森 民夫 長岡市長

ポイント

- 長岡、新潟、上越の3市が共同で設立
- 徐々に自主的な参加自治体が拡大し、平成24年1月から県内全30市町村で構成



▲ 3市で共同設立(平成23年9月12日)

3 研究テーマ

研究テーマ	担当幹事
①原発の安全性について	◎長岡市、柏崎市(アドバイザー)
②安全協定について	◎上越市、燕市
③EPZ及び避難計画について	◎三条市、小千谷市、長岡市
④安定ヨウ素剤について	◎見附市、佐渡市
⑤土壌汚染対策について	◎十日町市
⑥浄水場などの汚泥対策について	◎新潟市、阿賀野市
⑦堆肥対策について	◎胎内市、佐渡市、長岡市
⑧県外原発とのかかわり方について	◎糸魚川市
⑨実効性のある避難計画について	◎長岡市、上越市、柏崎市、刈羽村、新潟市、三条市

※ ◎は、担当幹事の代表

ポイント

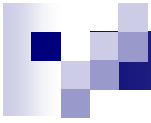
- 研究テーマは、参加市町村から募集
- 担当幹事は、自薦、他薦により決定
- 第4回研究会では、担当幹事から研究成果の中間報告
- 各分科会において、関係職員を対象にした勉強会を開催
- 平成24年4月から、9つ目の研究テーマとして、「実効性のある避難計画」を追加



▲ 原発の安全対策を確認するため、柏崎刈羽原発を視察。
(平成23年11月30日)

4 主な成果

- 住民の安全・安心を守るため、すでに協定を締結している立地市村を除く県内全市町村が、全国に先がけ「**通報連絡協定**」及び「**安全協定**」を締結
- 万が一の原発事故の際に、県内の全市町村が連携し行動するため、「**実効性のある避難計画（暫定版）**」を策定。避難、屋内退避、避難者受入れの**基本的な考え方をまとめる**。
- 実効性のある具体的な対策を構築するため、「**実務担当者による研修会**」等を開催



Ⅱ 協 定

Ⅱ—1 通報連絡協定

1 締結に向けた検討経緯

第1回 市町村研究会(平成23年9月12日)

長岡市長、新潟市長、上越市長が発起人となり、「市町村研究会」を設立した。

第2回 市町村研究会(平成23年9月20日)

安全協定を含め、8つの主な検討テーマを決定した。

第3回 市町村研究会(平成23年10月17日)

幹事(上越市長)と東京電力が協定締結に向けた意見交換を実施。その旨が報告された。

第4回 市町村研究会(平成23年11月30日)

「当面は、通報連絡協定の締結が妥当」との報告がなされ、基本方針が確認された。

☆ 「通報連絡協定」の提案に関する実務担当者向け説明会の開催(平成23年12月27日)

第5回 市町村研究会(平成24年2月9日)

原発立地市村(柏崎市と刈羽村)を除く28市町村と東京電力が「通報連絡協定」を同日付で締結したことを報告した。

☆ 「通報連絡協定」に運用に関する実務担当者向け勉強会の開催(平成24年2月23日)

2 東京電力(株)と「通報連絡協定」を締結

- ・ 市町村研究会において、研究テーマの1つとして検討を進めてきたもの
- ・ すでに安全協定を締結している柏崎市・刈羽村を除く28市町村が締結

ポイント

- 都道府県内の市町村がまとまって協定を結ぶのは、全国初の取り組み
- 県を経由せずに直接詳しい情報が県内全ての市町村に届く



▲ 28市町村が東京電力と「通報連絡協定」を締結
(平成24年2月9日)

3 協定の内容 (1)

1 協定内容

- (1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 同法第15条第1項各号に掲げる場合
- (3) その他、報道に提供される発電所施設内で発生したトラブル 等

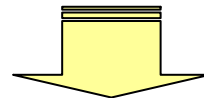
《イメージ》

◎ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項、第15条第1項に規定する事象の場合

締結前

原災法に基づき 電力事業者 ⇒ 新潟県 ⇒ ※ 県内市町村

※ 県は、地域防災計画に基づき、第一報の情報を整理し県内全市町村へ連絡



締結後

協定に基づき 東京電力(株) ⇒ 協定締結市町村

3 協定の内容 (2)

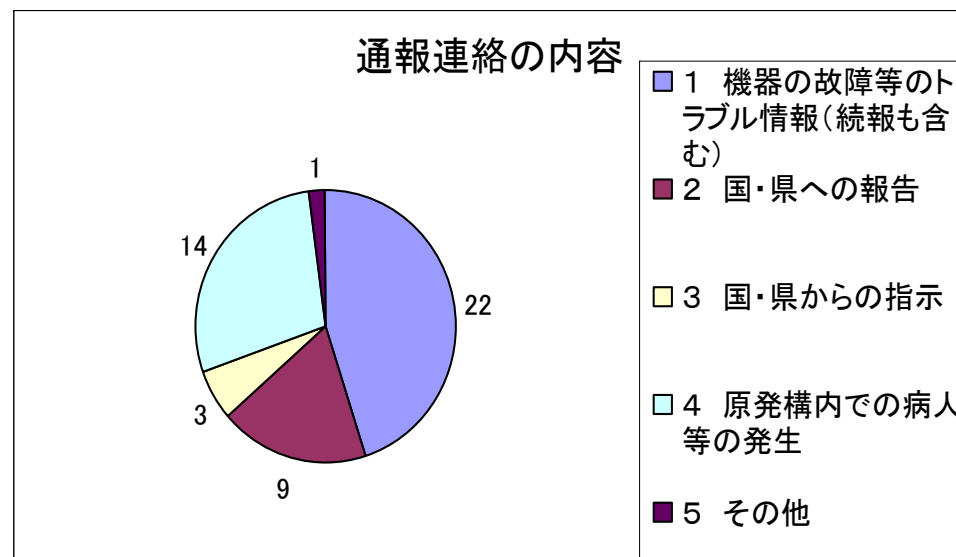
2 期待する効果

東京電力から全ての市町村へ、**県を經由せず直接詳しい情報が届く仕組み**を構築することができたことによる効果

- (1) 原子力防災の情報連絡体制の強化
- (2) 原子力施設の安全監視体制の強化
- (3) 原子力災害発生時における初動の迅速化

3 通報連絡の実績

- 通報連絡協定締結して以来、これまで49件(H25. 6. 30現在)の通報連絡を受けている。
- 主な内容としては、施設内の油漏れや機器の不具合などのトラブル情報(続報を含む)が22件、原発施設内でのけが人の発生14件など。





Ⅱ 協 定

Ⅱ-2 安全協定

1 締結に向けた検討経緯（1）

第5回 市町村研究会（平成24年2月9日）

通報連絡協定に続いて、安全協定についても、検討を進めることを了承。

第6回 市町村研究会（平成24年4月3日）

新潟県・柏崎市・刈羽村が締結している協定の内容や、福島第一原発事故後の全国の先進事例（鳥取県・米子市・境港市など）について報告した。

<新潟県・柏崎市・刈羽村の協定のポイント>

原発の定期検査後の再稼動に関する「地元自治体の了承」という項目はない。

第7回 市町村研究会（平成24年6月9日）

新潟県・柏崎市・刈羽村が締結している安全協定の運用状況（計画等の事前了解、立入調査、適正な措置要求）や全国の先進事例（鳥取県・米子市・境港市、福岡県・福岡市・糸島市など）について報告。「**原発からの距離に応じた内容の協定を目指す。**」ことが合意された。

1 締結に向けた検討経緯（2）

☆ 先進地視察（鳥取県、米子市、境港市）を実施（平成24年8月20日～21日）

福島第一原発事故後、全国に先駆けて安全協定を締結した、鳥取県、米子市、境港市を訪問。協定の具体的な運用状況について調査を実施。

調査結果は、第8回市町村研究会で報告した。

第8回 市町村研究会（平成24年11月2日）

先進地調査報告等を行ったうえで、「『安全協定』に関する基本的な考え方」について了承した。

☆ 市町村と東電による調整（平成25年11月26日～平成25年1月8日）

11月26日、東京電力へ「基本的な考え方」に基づき、安全協定締結に向けた協議開始を要請。

東京電力から、11月30日、「『基本的な考え方』に基づく協議開始に同意する。」と回答を受けたことから、幹事市と東京電力とで具体的な協定内容について協議し、28市町村の同意のもとで、協定（案）を取りまとめた。

第9回 市町村研究会（平成25年1月9日）

28市町村と東京電力が「安全協定」を1月9日に締結したことを報告した。

2 東京電力(株)と「安全協定」を締結

- ・ 平成24年2月に締結した通報連絡協定を引き継ぎ、一步前進させたもの
- ・ すでに安全協定を締結している柏崎市・刈羽村を除く28市町村が締結

ポイント

- 市町村が直接、東京電力に意見を言う機会を設ける。
- 全市町村が足並みをそろえる。
- 都道府県内の市町村がまとまって協定を結ぶのは、全国初の取り組み

具体的には、

- 「原子力発電所連絡会の設置」
- 「異常時の東京電力からの通報連絡」
- 「発電所の現地確認と意見交換」
- 「住民に被害を与えた場合の損害の補償」



- ▲ 28市町村が東京電力と安全協定を締結(平成25年1月9日)
前列中央が森市長、前列右端が東京電力相澤善吾副社長。

3 協定の内容 (1)

1 主旨

住民の安全・安心を守るため、市町村は連携し、原発の安全性の確保を東京電力や国に求め続けていく必要がある。

これまでの市町村研究会での検討経緯を踏まえ、平成24年2月9日に締結した通報連絡協定の内容を引き継ぎつつ、さらに、一步前に進むため、**第一に「市町村が直接、東京電力にものを言う機会を設ける」、第二に「全市町村が足並みを揃える」**ことを重視し、本協定を締結する。

なお、安全協定のあり方についても、引き続き、国へ求め続けていく。

2 目的

本協定は、住民の安全及び安心の確保を目的とする。

3 協定の内容 (2)

3 主な内容

(1) 平常時の対応 第1条

市町村と東京電力が、**原子力発電所連絡会(以下「連絡会」という。)**を設置する。
原則、定期的に開催し、協議の上、臨時に開催することもできる。

【運用要綱 第2条】

- (1) 連絡会は、原則として協定締結市町村(28市町村)と東京電力で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営にあたっては、協定締結市町村が幹事を通じて東京電力に協力を求めた場合は、東京電力は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会においては、東京電力は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び東京電力が必要と認めた事項

3 協定の内容 (3)

(2) 異常時の対応

① 東京電力からの通報連絡 第2条

2月に締結した「通報連絡協定」を引き継ぎ、異常時には東京電力から市町村へ通報が入るものとする。

※ なお、「通報連絡協定」は安全協定の締結に伴い廃止する。

② 「現地確認」の実施 第3条

市町村は、住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、**発電所の現地を確認し、相互に意見を述べる**ことができる。

【運用要綱 第4条】

- (1) 市町村は、東京電力から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30km圏内の市町村が行うものとする。

※ 30km圏外の市町村による現地確認を妨げるものではありません。

3 協定の内容（4）

（3）損害の補償 第4条

発電所の保守運転に起因して住民に損害を与えた場合は、東京電力は、誠意を持って補償するものとする。

【運用要綱 第5条】

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

※ 幹事の設置、実務担当者の選任 【運用要綱 第1条】

協定の円滑な運用を行うため、幹事（3市町村）を選出する。〔締結直後は、長岡市、新潟市、上越市が担当〕

また、市町村は、自らの調整窓口となる実務担当者を選任する。

4 「原子力発電所連絡会」の開催

- ・ 第1回連絡会(平成25年1月9日)、第2回連絡会(平成25年5月15日)を開催
- ・ 柏崎刈羽原発の安全対策について東京電力から説明を受け、意見交換を実施

ポイント

○ 「原子力発電所連絡会」とは？

安全協定に基づき、新たに、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策等について直接説明を受け、意見交換を実施するもの。

第1回連絡会

- ・ 福島第一原発事故の検証報告の説明
- ・ 今後の連絡会の進め方を確認
- ・ 市町村と東京電力で意見交換

第2回連絡会

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策、地質調査の説明
- ・ 防潮堤建設現場等の視察
- ・ 市町村と東京電力で意見交換

＜第2回連絡会の様子＞



▲ 防潮堤(海拔15m)



▲ 原子力発電所6号機



▲ 東京電力からの説明
(横村柏崎刈羽原子力発電所長ほか)



▲ 市町村と東京電力の意見交換

【参考資料】 第4回市町村研究会資料(抜粋) 「1 安全協定の課題」

●「安全協定」

新たに「防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示されたことに伴い、特にUPZ30km圏にかかる自治体にとっては、原子力施設の安全を確保するための一つの有効な手立てとして注目されている。

県・柏崎市・刈羽村・東電(株)

安全協定の内容

関係法令の順守

情報公開

品質保証活動

計画等の事前了解

通報連絡

監視調査の実施

評価会議の設置

技術連絡会議の設置

技術委員会の設置

状況確認

立入調査

適切な措置の要求

トラブル等内部情報
受付窓口の設置

損害の補償

しかしながら…

「安全協定」の課題

- ①「安全協定」に法的な根拠が無い中で、地方自治体が実質的な権限を行使している。
- ②協定に基づく「通報連絡」「立入検査・措置要求」「運転再開時の事前協議・事前了解」などの権限を行使するための専門的・技術的な知見や体制が整っていない。



新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」に基づく具体的な防護対策や国・県・市町村の役割分担が、明確になっていない

これらの課題が整理されるまでの間の暫定的措置として…

◎周辺自治体等として住民の安全・安心を確保するために必要な情報を得られる体制の構築を目指す

【参考資料】 第4回市町村研究会資料(抜粋) 「2 通報連絡協定(案)の内容 ①」

住民の安全・安心を確保するために、周辺自治体として必要な情報とは？

⇒「安全協定」の中の「通報連絡」条項に基づき整理

安全協定の内容

関係法令の順守

情報公開

品質保証活動

事前了解

通報連絡

監視調査の実施

評価会議の設置

技術連絡会議の設置

技術委員会の設置

状況確認

立入調査

適切な措置の要求

トラブル等内部情報
受付窓口の設置

損害の補償

(1) 定期的に通報連絡する事項

概要: 発電所の運転保守状況等に関するもの。

(2) その都度通報連絡する事項

概要: 定期検査等の実施計画並びに実施結果等に関するもの。

※(1)、(2)は発電所の運転保守状況等であり、住民に不安感を与えるものではないため、不要。

(3) 発生後直ちに通報連絡する事項

概要: 発電所におけるトラブル等の事象に関するもの。

(4) 発生後速やかに連絡する事項

概要: 発電所における軽微な事象に関するもの。

【メリット】

◎(3)(4)は発電所におけるトラブル等の事象に関するものであり、公表されることで住民に不安感を与える恐れがあるため、自治体として情報を確実に把握しているということが、**住民の安心につながる。**

これらに加え、さらに必要な情報とは・・・

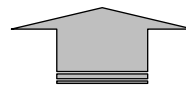
【参考資料】 第4回市町村研究会資料(抜粋) 「3 通報連絡協定(案)の内容 まとめ」

① 「**自治体として住民の安心を守るために必要な情報**」

原子力発電所で発生するトラブルのうち、周辺環境への影響が無いものであっても、報道機関で取り上げられた場合、住民に必要以上に不安感を与えることが懸念される。このため、発電所から公表されるトラブル情報は、周辺自治体としてもその状況を把握しておく必要がある。

② 「**自治体として住民の安全を守るために必要な情報**」

原子力発電所から周辺環境へ放射性物質が放出される、あるいはその恐れのある事故が発生した場合は、初動の迅速性を確保するため、発生後直ちに連絡を受ける必要がある。

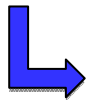


課 題

◎「安全協定」の在り方検証と位置づけの明確化

+

◎新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方」に基づく
具体的な防護対策や国・県・市町村の役割分担の明確化



それまでの間の暫定的なものとして「通報連絡協定」の締結を目指す。

※今後、関係市町村の担当職員を対象に勉強会を開催し、各自治体の意向をお聞きしたうえで、遅くとも年度内での協定締結を目指したい。

【参考資料】 第4回市町村研究会資料(抜粋) 「2 通報連絡協定(案)の内容 ②」

◎『自治体として**住民の安全を守るための情報**』こそ必要。それは...

原子力発電所の周辺環境へ放射性物質が放出される、あるいはその恐れのある事故が発生した場合の**情報**であり、初動の迅速性を確保するため発生後直ちに連絡を受ける必要有。

<該当情報>

- ①原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する事象
- ②原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象

◎地域防災計画に基づき対応するレベルの情報であるため、安全協定の対象外となっている

原災法10条:原子力災害に至る可能性があるトラブルが発生した場合に、初期動作の迅速性を確保するため、事業所の原子力防災管理者(発電所長)が国及び県等への通報が義務付けられている。
原災法15条:さらに厳しい事態の場合で、首相が**原子力緊急事態**を宣言するレベルの事象。

<入手時期> 原災法に基づき事業所が国等へ通報した後、同様式にて直ちに第一報をFAX

現在

原災法に基づき、事業所⇒新潟県 ⇒(※)県内市町村
※県は地域防災計画に基づき、第一報を整理し県内全市町村に連絡

締結後

協定に基づき、事業所⇒新潟県⇩
⇩協定締結市町村

【メリット】

- ①情報入手時間の短縮により、**迅速な対応(準備)**が可能となる。
- ②情報入手経路の増加。

※ただし、避難方法等の具体の防護対策は未検討であり、早急な構築が望まれる

【参考資料】 第8回市町村研究会資料(抜粋) 「1 検討経緯 (1)」

1 全国では、福島第一原発事故後、立地自治体並みの安全協定を締結した事例はない。

(1) 安全協定

- 鳥取県、福岡県、長崎県、唐津市など、原発立地自治体以外で安全協定を締結。しかし、いずれも立地自治体並みの協定締結には至っていない。
- 特に、「計画等の報告に基づく事前了解」及び「立入調査及び適正な措置要求」について大きな開きがある。

・計画等の報告に基づく事前了解 ⇒ 報告 ・立入調査及び適正な措置要求 ⇒ 現地確認

【現地確認における全国の先進事例】

- ① 鳥取県・境港市(30km)・米子市(30km)の安全協定では、**現地確認は、県と2市で実施。**
- ② 福岡県・糸島市(30km)・福岡市(40km)の安全協定と長崎県・松浦市(10km)・佐世保市(30km)・平戸市(30km)・壱岐市(30km)の安全協定では、**現地確認は県のみ実施。県は、結果を協定締結市へ連絡する。**
- 鳥取県・境港市・米子市では、**本年1月、島根原発の異常時の通報を受け、安全協定に基づく「現地確認」を実施。中電と相互に意見交換を行った。**
- 北海道や石川県内の原発から30km圏市町村などは立地自治体並みの安全協定締結を目指すも、協定の締結までには至っていない。

(2) 通報連絡協定

- 新潟県28市町村が通報連絡協定を締結した後、長野県、関西広域連合、奈良県、熊本県、栃木県において、通報連絡協定を締結。
- 長野県、栃木県の通報連絡協定において、**平常時の連絡の場として、県と電力事業者による「連絡会の設置」**が盛り込まれている。

【参考資料】 第8回市町村研究会資料(抜粋) 「1 検討経緯 (2)」

- 2 原発立地自治体である新潟県・柏崎市・刈羽村では、県技術委員会などにより、原発の安全性の確保に努めてきた実績がある。
- 新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力が締結した安全協定では、県技術委員会の助言・指導に基づき対応を実施。
 - ・ まず、県・柏崎市・刈羽村の職員が状況確認を実施。
 - ※ 定期(毎月、毎年度)、随時(事故・故障発生時等、年2回程度)
 - ・ さらに、安全性に問題がある場合は、県技術委員会の立会いのもと、立入調査を実施。その後、技術委員会の助言・指導を受け、県・柏崎市・刈羽村で十分協議の上、県の名において適正な措置要求を発動。
 - ※ S58の安全協定締結以来の実績
 - 立入調査 …… 2回実施 (H14 トラブル隠し、H19 中越沖地震)
 - 適正な措置要求 …… 1回実施 (H19 中越沖地震後の運転再開に関する事前了解)
- また、状況確認の一環として、県、柏崎市、刈羽村は、東京電力から年間通した運転保守状況等について報告を受けている。
 - ※ 平成24年度は、8月2日、東電サービスホールで開催。東電から状況説明を受けたのち、防潮堤等の現地視察を実施。
- 3 平成24年6月9日に開催した第7回市町村研究会において、「原発からの距離に応じた内容の安全協定を目指す。」ことで合意。

【参考資料】 第8回市町村研究会資料(抜粋) 『安全協定』に関する基本的な考え方について」

1 基本方針(案)

住民の安全・安心を守るため、市町村は連携し、原発の安全性の確保を事業者や国に求め続けていく必要がある。したがって、これまでの検討経緯を踏まえ、『安全協定』については、第一に「市町村が直接、事業者にものを言う機会を設ける」、第二に「全市町村が足並みを揃える」ことを重視し、早期の協定締結を目指すこととしたい。一方、あわせて、安全協定の在り方について、引き続き、国に求め続けていく必要がある。

2 協定内容(案)

(1) 平常時の対応

安全対策に関する説明や意見交換などを行うために、**28市町村と東電が「連絡会」を設置する。**
この連絡会は、定期的な会合に加え、市町村の求めに応じて不定期も開催。

(2) 異常時の対応

① 東電からの通報連絡

2月に締結した「通報連絡協定」を引き継ぎ、異常時には東電から市町村へ通報が入るものとする。

② 「現地確認」の実施

電力事業者から異常時の通報を受け、立地自治体が立入調査などを実施するような場合には、**原則30km圏域の市町村は、「現地確認と意見交換」をできるものとする。**

※ 立地自治体(新潟県、柏崎市、刈羽村)との連携

立地自治体は、事業者と安全協定を昭和58年に締結し、安全確保について重責を担ってきた。一方、立地以外の自治体はこれからとなる。したがって、協定の運用については、立地自治体との連携を検討しながら進めていくこととしたい。(例:可能な場合は、連絡会議、立入調査・現地確認の合同開催の実施など)

【参考資料】 第8回市町村研究会資料(抜粋) 「計画等の報告に基づく事前了解(全国の先進事例)」

新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

東電は、原子力発電施設及びこれと関連する施設を新增設をしようとするとき又は変更するときは、**事前に、県及び柏崎市、刈羽村の了解を得るものとする。**(第3条)

※ 定期検査後の再稼動に関する「地元自治体の了承」という項目はない。原子力安全・保安院、県、東電に確認したところ、地元が再稼動を了承する際の根拠は、法律や安全協定ではなく、社会的判断に基づくものと考えている。

立地自治体以外の安全協定(抜粋)

○ 鳥取県・米子市・境港市 (平成23年12月25日)

- ・ 中電は、次の事項について、**県、米子市、境港市に報告し、相互に意見を述べる**ことができる。
 - ① 土地利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設の重要な変更
 - ③ 原子炉の解体
- ・ 中電は、県、米子市、境港市に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性物質の輸送計画等を事前に連絡する。

○ 福岡県・福岡市・糸島市 (平成24年4月2日)

- ・ 九電は、県に対し、覚書に定めるところにより**平常時の情報提供を行う。県は、福岡市、糸島市へ速やかにその内容を連絡する。**
 - ① 原子炉施設の変更
 - ② 土地利用計画、冷却水の取排水計画の変更
 - ③ 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするとき

○ 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市 (平成24年6月9日)

- ・ 九電は、**県と松浦市に対し、覚書に定めるところにより事前説明を行い、相互に意見を述べる**ことができる。
 - ① 原子炉施設の変更
 - ② 土地の利用計画、冷却水の取排水計画の変更
 - ③ 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするとき
- ・ **県は、佐世保市、平戸市、壱岐市へ事前説明を受けた内容を速やかに連絡する。**

【参考資料】 第8回市町村研究会資料(抜粋) 「立入調査に基づく適正な措置の要求(全国の先進事例)」

新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

○ 立入調査等(第10条)

- ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、以下の場合、東電に対し報告を求め、又は発電所へ立入調査を行うことができる。
 - ① 発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合又は必要と認めた場合
 - ② 発電所の運転、保守及び管理の状況等について、特に必要と認めた場合

○ 適正な措置の要求(第14条)

- ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、立入調査の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、東電に対し、**県の名において、原子炉の運転停止を含む適正な措置を講ずることを求めることができる。また、東電は、誠意をもって応ずる。**
- ・ 上記に基づき運転を停止した原子炉の運転を再開する場合は、**東電は事前に県と協議する。**
- ・ **県は協議を受けた場合、柏崎市、刈羽村と十分協議を行い、県の名において、結果を東電に通知する。**



立地自治体以外の安全協定(抜粋)

○ 鳥取県・米子市・境港市(平成23年12月25日)

- ・ 県、米子市及び境港市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、中電に対し報告を求め、又は、職員を発電所に**現地確認**をさせることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。

○ 福岡県・福岡市・糸島市(平成24年4月2日)

- ・ 県は、**原災法の施行に必要な限度**において、その職員を発電所に**現地確認**させることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。
- ・ 県は、**現地確認を行う場合は、福岡市、糸島市に対し事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡する。**

○ 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市(平成24年6月9日)

- ・ 県は、**原災法の施行に必要な限度**において、その職員を発電所に**立入検査**させることができる。
- ・ 県は、**現地確認を行う場合には、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市に対し事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡する。**

立地自治体以外の通報連絡協定(抜粋)

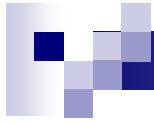
○ 長野県 (平成24年2月15日)

- ・ 県と東電は、それぞれの実務者で構成する発電所に係る連絡会を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。
- ・ 連絡会の運営に当たっては、県が東電に対し協力を求めた場合は、東電はこれに応ずるものとする。
- ・ 連絡会において、東電は県に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告する。
 - ① 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ② 発電所その他原子力発電所の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
 - ③ 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

○ 栃木県 (平成24年8月1日)

- ・ 県と東電は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。
- ・ 連絡会の運営に当たって、県が東電に協力を求めた場合は、東電はこれに応ずるものとする。
- ・ 連絡会の日時、場所(発電所を含む)、協議内容等は、県と東電が協議の上決定する。
- ・ 県は必要があると認める場合は、県の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができる。
- ・ 連絡会では、東電は、県に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告する。

※ 栃木県は、同様の通報連絡協定を8月3日付で日本原子力発電(株)と締結している。



Ⅲ 実効性のある避難計画

1 検討経緯(1)

1 市町村実務担当者による検討

(1) 市町村研究会と県によるワーキンググループによる検討（平成23年12月～平成24年2月）

実効性のある原子力安全対策を検討するため、市町村研究会と県によるワーキンググループを設置。今後、具体的な原子力安全対策を進めるうえでの、市町村と県との役割分担を整理した「実効性のある避難計画（報告）」を取りまとめた。

(2) 原発からの距離に応じた検討（平成24年2月～11月）

「実効性のある避難計画（報告）」をもとに、より具体的な検討を進めるため、30市町村を原発からの距離に応じた3班（PAZ班、UPZ班、PPA等班）を分け検討を開始。

各班では、独自に検討会を開催するなど、具体的な対策を検討。

最終的に、各班の検討結果を「実効性のある避難計画（素案）」として取りまとめた。

(3) 福島現地視察の実施（平成24年5月17～18日）

福島第一原発事故時の教訓を最大限に活かすため、市町村と県の実務担当者による福島現地視察を実施。葛尾村、いわき市、田村市、郡山市を訪問し、直接、担当者から話を聞いた。

(4) 集中検討合宿の開催（平成24年8月28日）

「実効性のある避難計画（素案）」もとに、市町村・国・県の実務担当者による図上演習を実施。避難・屋内退避・避難者受入の具体的な流れや広域避難調整の必要性などを議論した。

※ 集中検討合宿の検討を踏まえ、「実効性のある避難計画（暫定版）」（案）をまとめた。

2 市町村研究会への報告及び承認

第5回研究会（2/9）、第6回研究会（4/3）、第7回研究会（6/9）で検討経過等を報告。

第9回研究会（11/2）にて、「実効性のある避難計画（暫定版）」を承認した。

1 検討経緯(2)

「実効性のある原子力安全対策」を構築するため、**市町村研究会と県による「ワーキンググループ」**の設置

ポイント

- 平成23年12月、市町村と県が連携して、真に実効性のある原子力安全対策を構築することを目的に設置（事務局：長岡市）
- メンバーは、市町村研究会と新潟県の実務担当者
- 「実効性のある避難計画について〔報告〕(案)」を作成し、第5回研究会で報告



第2回ワーキンググループ(平成24年1月18日)

- ・ 第5回研究会(平成24年2月9日)での承認を経て、報告が取りまとまる。
- ・ **主な特徴は、市町村と県の役割分担を整理したこと。**

1 検討経緯(3)

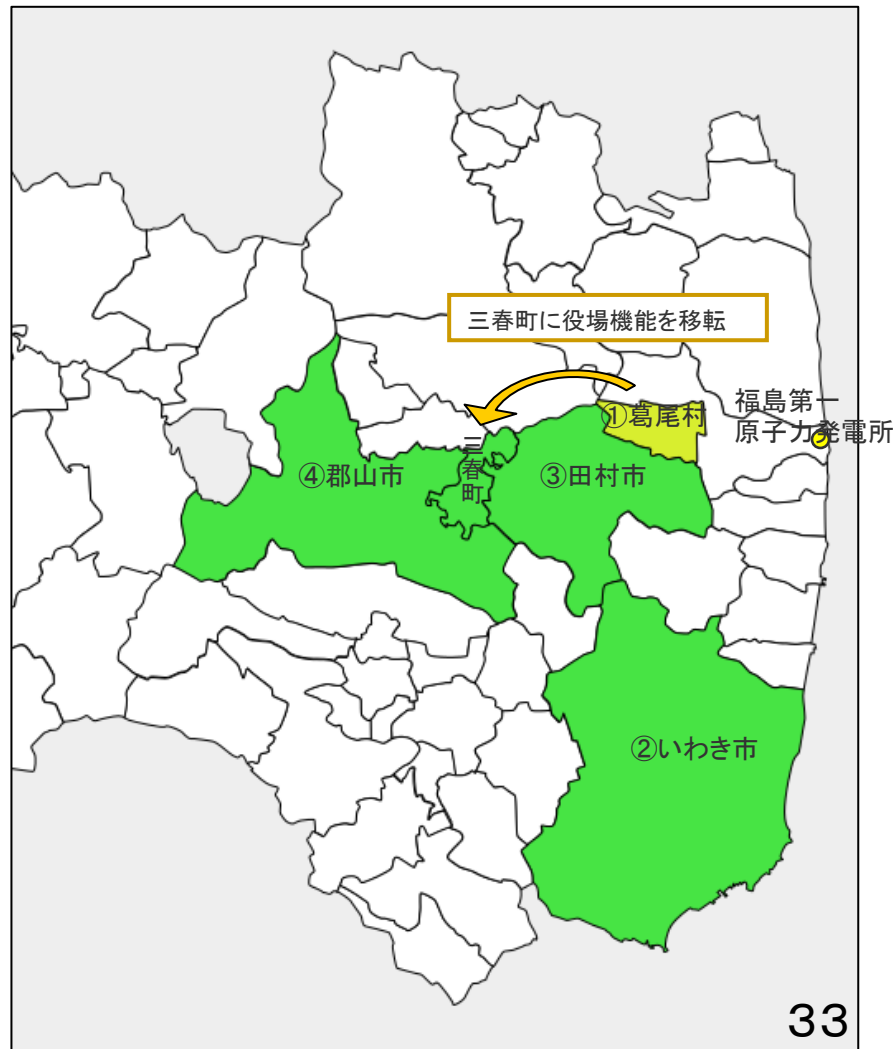
福島での担当者の声を「実効性のある避難計画」の検討に生かすため、市町村と県の実務担当者による「福島現地視察」を実施。

ポイント

- 福島県内の市町村職員から、原子力災害時の対応を聞き、避難計画作成の参考とすることが目的
- 平成24年5月17～18日、葛尾村(移転先の三春町)、いわき市、田村市、郡山市の4市村を視察
- 市町村と県の実務担当者延べ36人が参加
- 迅速な情報収集の重要性などを学んだ



▲ いわき市から、市内の空間放射線量の状況について説明を受ける(平成24年5月18日)



1 検討経緯(4)

「実効性のある避難計画(素案)」の実効性を検証するため、市町村と国、県の実務担当者による「集中検討合宿」を実施。

ポイント

- 市町村実務担当者・国・県担当者など約60人が参加
- 「実効性のある避難計画(素案)」を基に、図上演習を実施
- 具体的には、避難・屋内退避・避難者受入の際の具体的な流れや広域避難調整の必要性などについて議論
- 市町村レベルで、底辺から避難計画について議論をするのは全国初の取り組み



集中検討合宿での議論のようす(平成24年8月28日)

- ・ 課題として要援護者の避難、ヨウ素剤の保管や配布方法などが指摘された。
- ・ 意見を整理して、「実効性のある避難計画(暫定版)」を作成。

2 計画の策定

- ・ 平成24年11月2日、全国で初めて、県内全市町村が連携し、避難・屋内退避・避難者受入の共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画(暫定版)」を作成。
- ・ 各市町村では、この避難計画に基づき、原子力安全対策の検討を進めている。
- ・ この避難計画は、原子力規制委員会の委員長からも高い評価をいただいている。



▲ 第8回市町村研究会(平成24年11月2日)
「実効性のある避難計画(暫定版)」を承認した。



▲ 「実効性のある避難計画(暫定版)」及び「資料編」

3 計画の内容 (1)

実効性のある避難計画(暫定版)

～避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方～

平成24年11月2日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

《目次》

第一章 『策定の趣旨』及び『検討経緯』

第二章 行動フロー

第三章 本編

I 事態の把握及び対応

- 1 方針
- 2 災害対策本部等の設置基準
- 3 安全協定等に基づく原発敷地内の状況把握及び対応
 - (1) 未満事象等の通報・連絡及び対応
 - (2) 特定事象に先行する事象の通報・連絡及び対応
- 4 特定事象の発生時における原発サイトの状況把握及び対応
 - (1) 原災法第10条に伴う通報・連絡及び対応
 - (2) 原子力緊急事態の発生に伴う通報・連絡及び対応
- 5 緊急時を含むモニタリングデータの把握

II 避難・屋内退避の実施

- 1 判断基準
- 2 避難・屋内退避区域
- 3 避難先
- 4 移動手段・避難誘導
- 5 避難指示
- 6 安定ヨウ素剤の配備・服用
- 7 災害時要援護者対応
- 8 住民への情報伝達
- 9 受入時の避難者対応
- 10 複合災害対策

III 長期避難と復興

- 1 仮設住宅
- 2 役所機能の移転

3 計画の内容（2）

1 屋内退避、避難における基本方針

- (1) P A Z（原発5 km圏）は、放射性物質が放出される前に即時避難し、次に実測や予測に基づき、U P Z（原発5 km～30 km圏）が段階的避難となる。その際、風向きを考慮し、直角方向など放射性物質を避ける方向への避難を原則とする。
- (2) 避難計画を、とりあえず危機を脱出することを主たる目的とした「一次避難」と長期間の避難「二次避難」に区別し、一次避難を重視する。
- (3) U P Zにおいては、一定期間の屋内退避を前提とし、時間をかけた計画的避難を行う。

2 計画の特徴

- (1) 行動フロー
 - 刻々と変化する事態に市町村と関係団体（国、県、東京電力等）が連携し、迅速な対応を実施するため、『行動フロー』を作成した。

3 計画の内容 (3)

(2) 本編

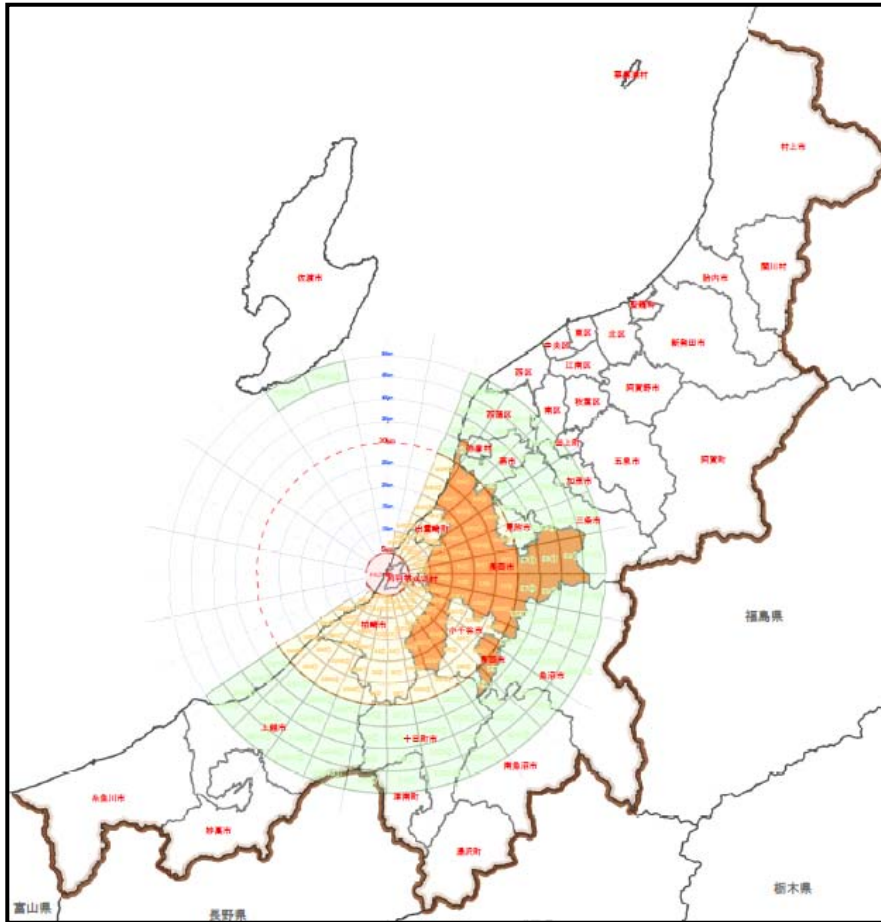
- 「事態の把握及び対応」、「避難・屋内退避の実施」、「長期避難と復興」から構成
- 市町村の対応の根拠となる国及び県の避難計画等の抜粋も挿入した。
- 市町村で対応することが難しい広域調整等については、県への要請事項とした。

(3) 資料編

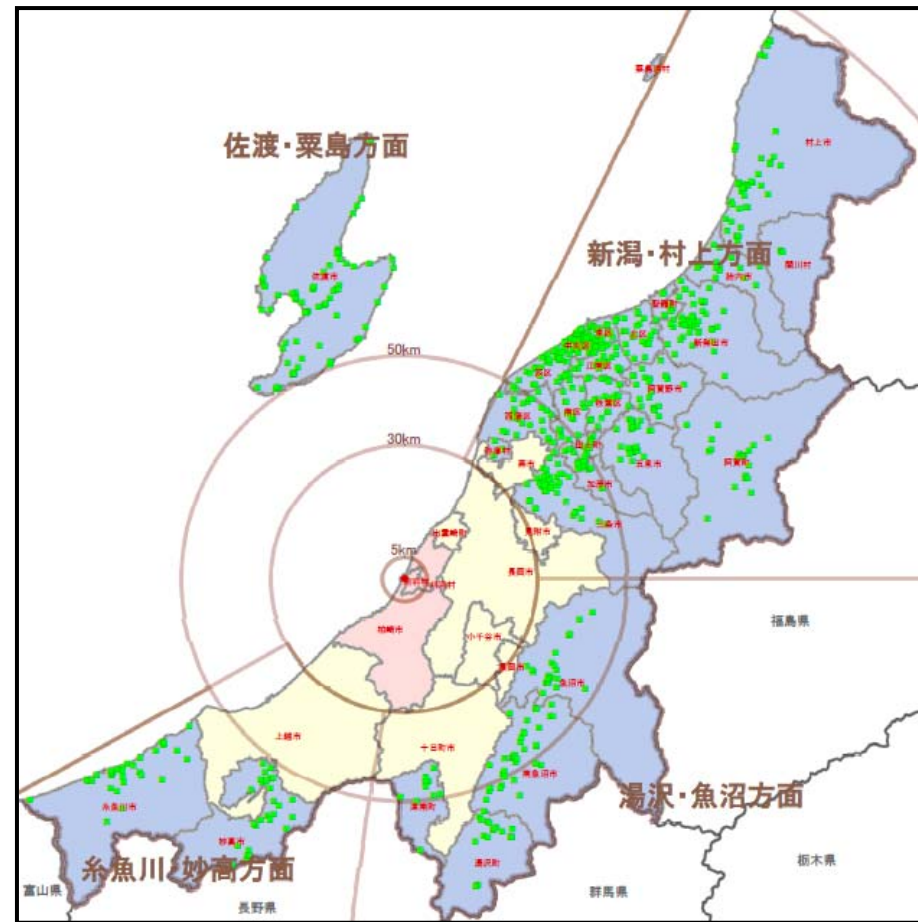
- 風向きや放射線量等の情報に基づく段階的な避難や屋内退避を実行できるように、原発の中心から50km圏内を5kmごと32方位ごとにメッシュ分割した「共有地図」を作成した。
- メッシュに基づき、PAZ、UPZ、PPAの市町村別エリア内人口を把握した。
- 民間事業者が所有するバスの台数、輸送能力(人)を、所在地別に整理した。
- SPEEDIの16方位のうち陸域10方位について避難パターンを作成した。また、避難する方面は、風向きに応じて、「新潟・村上」、「湯沢・魚沼」、「糸魚川・妙高」、「佐渡・粟島」の4つとした。

PPA、PPA超市町村は避難者受け入れを担当する。各市町村の避難所の位置、受入可能な施設数、収容数、旅館ホテル数等を明記した「避難先等位置図」を作成した。
- 10方位のパターンごとに、「避難者数」や「避難方面」、「避難先収容数」などを整理し、「パターン別対応一覧表」を作成した。

3 計画の内容 (3)



▲ 原発の中心から50km圏内を5kmごと32方位ごとにメッシュ分割した「共有地図」。市町村は、各メッシュ内人口を把握。



▲ 避難者受け入れを担当するPPA、PPA超市町村における避難所の位置、受入可能な施設数、収容数等を明記した「避難先等位置図」



IV 市町村実務担当者向け 研修会等の開催

1 「気象に関する研修会」の開催

市町村研究会では、新潟地方気象台や民間事業者等との連携を図り、段階的な屋内退避、避難などの防災対策の意思決定に必要な風向きや雨・雪などの**気象情報を適切に入手できる体制を整備するため、「気象に関する研修会」を開催。**



ポイント

- 平成25年4月22日(月)、新潟地方気象台から専門家を講師に招き、「気象に関する研修会」を開催
- 市町村や国・県の実務担当者約60人が参加
- 雨風の観測や気象予測の基礎知識について学んだ



▲ 「気象の基礎知識」について講義を受ける



▲ 「気象情報の入手」について実習訓練

2 「福島現地視察」の実施

「実効性のある避難計画」の策定を受け、「住民への情報連絡」や「安定ヨウ素剤」の備蓄・配布・服用など、より具体的な対策の検討を進めるため、市町村実務担当者による継続的な「福島現地視察」を実施。

これまで、延べ63人の職員が参加。福島県内の7市町村を訪問し、直接、担当者から生の声をお聞きした。

ポイント

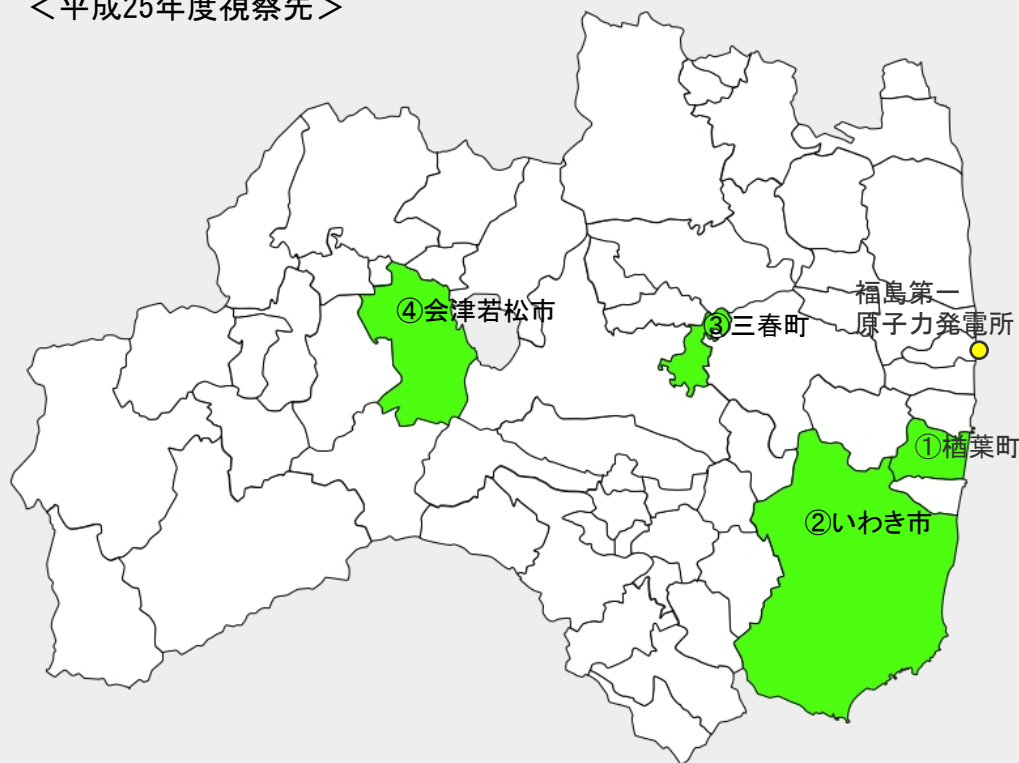
【平成24年度】

- 平成24年5月17～18日、葛尾村、いわき市、田村市、郡山市の4市村を視察
- 市町村と県の実務担当者延べ36人が参加
- 迅速な情報収集の重要性などを学んだ

【平成25年度】

- 平成25年7月4～5日、楢葉町、いわき市、三春町、会津若松市の4市町を視察
- 市町村と県の実務担当者延べ27人が参加
- 福島県内の市町村職員から、住民への情報提供や安定ヨウ素剤の配布・服用について学んだ

<平成25年度視察先>



3 「新規制基準等に関する研修会」の開催(予定)

国では、6月5日付けで、「原子力災害対策指針」の全部改定が行われ、また、7月8日付けで、「新たな規制基準」が施行された。

このような状況から、市町村研究会では、国へ詳しい説明を要請し、市町村実務担当者向けの『**新規制基準等に関する研修会**』を開催することとした。

まずは、**国の担当職員から直接説明を受けることにより、極めて専門的・技術的であると聞いている指針や新たな規制基準について、しっかりと勉強を重ねていく。**

新規制基準等に関する研修会

- | | | |
|--------|--------------------------|-----------|
| 1 日 時 | 平成25年7月31日(水) | 午後1時～午後3時 |
| 2 会 場 | シティホールプラザアオーレ長岡 大会議室 | |
| 3 講演内容 | 「新しい規制基準及び原子力災害対策指針」について | |
| 4 講 師 | 原子力規制庁 担当職員 | |
| 5 出席者 | 県内市町村実務担当者 | |

最後に……

- 原子力安全対策には、「これで終わり」ということはない。
- 今後も、住民と直接向き合う基礎自治体として、住民の安全・安心を守るため、**今出来る精一杯の対策を実施**していく。
- また、今年度、特に、**実務担当者のスキルアップ**に力を入れて活動していく。

ご清聴ありがとうございました。
ぜひ、長岡市へもお越してください。
「アオーレ長岡」にて、お待ちしております。




▲ シティホールプラザ「アオーレ長岡」

アリーナとナカドマ(屋根つき広場)、市役所等が一体となった複合施設。市民協働・交流の拠点として、平成24年4月1日オープン。

オープン1年で150万人の来場者を集めるなど、長岡市民の『ハレ』の場として市民から愛されている。

なお、アオーレ長岡を中心とした街づくりは、本年度の国土交通大臣賞を受賞するなど、全国から高い評価をいただいている。



長岡市原子力安全対策室

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電話 0258-35-1122(代表)

0258-39-2305(直通)

FAX 0258-39-2283

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/nuclear-safety>